

令和6年度山形県「ラーメン県そば王国やまがた」電子スタンプラリー企画運營業務委託に係る企画提案募集要項

注) 当初からの変更点には下線を付している。

1 目的

この要項は、令和6年度山形県「ラーメン県そば王国やまがた」電子スタンプラリー企画運營業務委託について、企画提案を募り、応募のあった事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務名

令和6年度山形県「ラーメン県そば王国やまがた」電子スタンプラリー企画運營業務

(2) 業務の内容

別添1「令和6年度山形県「ラーメン県そば王国やまがた」電子スタンプラリー企画運營業務委託基本仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)

(4) 提案上限額

5,720千円(消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を含む。)

3 契約相手方の選定

本業務は、公募により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を契約予定者とする。

4 応募に関する事項

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

(1) 応募資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ② 申請日において、山形県税(山形県税に付帯する税外収入を含む。)及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者指名簿(以下、「名簿」という。)に登載されている者は、滞納がないものと看做す。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く。)
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑥ 山形県暴力団排除条例(平成23年8月1日施行)の規定により、次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 見積金額が山形県の提示する提案上限額を上回るとき

5 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号） : 1部
- ② 事業者概要書（様式第2号） : 1部
- ③ 企画提案書（様式第3号） : 1部
- ④ 様式第3号に添付する企画提案書 : 8部
- ⑤ 法人の代表権を有する者が支店等の長に契約に関する権限を委任する場合（ただし、当該支店等の長が既に名簿に登載されている場合を除く）：委任状（様式第5号）及び実印の印鑑証明 各1部
- ⑥ 再委託事業者の事業者概要（様式第2号） : 1部

<添付書類>

（様式第2号関係）

※1 「類似業務の実績」がある場合は、記載内容を証明できる書類（契約書（仕様書含む）等の写し 各1部

（官民を問わず、これまで実施した代表的な事業がわかる資料を提出すること。また、過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば合わせて提出すること）

※2 会社概要等がわかるパンフレット等 8部

※3 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款

又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書 各1部

※4 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）。 次のア及びイ各1部

ただし、名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

ア 山形県税

山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において、発行の日から3箇月以内のもの。）

イ 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において、発行日から3箇月以内のもの。）ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けている場合は、納税の猶予許可通知書に代えることができる。

※5 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し 1部

※6 ※3の法人の履歴事項全部証明書及び※4～5の書類については、名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

※7 ※3～※5に定める各種証明書等は複写したもので差し支えない。

(2) 書類の提出期限

① 参加申込書（様式第1号）、事業者概要書（様式第2号）、委任状（様式第5号）及び印鑑証明書

令和6年7月24日（水）午後5時

② 企画提案書（様式第3号）

令和6年7月31日（水）午後5時

(3) 提出先

「11 担当部局」へ提出すること

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(5) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。

① 「仕様書」に定める「4 業務内容」に基づく企画の内容

② 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）

③ 業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載すること）

④ 経費見積書（「仕様書」に定める「4 業務内容」毎の最適な配分を提示した上で、業務の内容に係る内訳と経費がわかるように記載すること。様式は任意とする。）

(6) その他

- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・提案は全て企画提案書に記載すること。
- ・企画提案書は様式第3号に添付して提出すること。
- ・企画提案書はA4判（片面印刷）の20ページ以内（表紙及び目次を除く。）とし、ダブルクリップで綴じること。各ページ下部に通し番号を印字し、目次を付けること。なお、用紙は複写可能なもので、縦置き左綴じ横書きとし、白黒・カラーは問わない。

6 企画提案書作成等に関する質問・問い合わせについて

- (1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第4号）」により行うものとする。
- (2) 質問書の提出は電子メールにより行うものとし、件名を「スタンプラリー業務委託への問合せ」として、「11 担当部局」あてに送信すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問書の受付期間
令和6年7月24日（水）午後5時までとする。
- (4) 質問書への回答
質問書への回答は、参加申込書の提出者（山形県が適正に受理した者に限る。）の全ての者に電子メールにより行う。ただし、各申請者の独自企画に関することについては、当該質問をした者のみに回答する。

7 審査方法、評価基準及び選定方法

- (1) 審査は、山形県が設置する「令和6年度山形県「ラーメン県そば王国やまがた」電子スタンプラリー企画運營業務委託企画審査会」（以下「審査会」という。）において、企画提案書を審査する。審査にあたり、必要に応じて提案者からプレゼンテーションを実施する場合がある。
- (2) 評価は「事業の実施計画」、「事業主体の適正性」の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、別添2「企画提案評価基準」を確認すること。なお、経費の積算について、明らかに不適切と認められるときは、当該提案者は選定の対象としない場合がある。
- (3) 山形県は審査会を経て、最も優れた提案を行った提案者1者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者（以下「次点者」という。）を選定する。
- (4) 提案者が多数の場合は、企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。この場合、上位3者を第1次審査通過とし、プレゼンテーションを実施する。
- (5) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。
- (6) 審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (7) 提案者がいない場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

8 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 企画審査会の開催 8月上旬（参加申込の受領後、別途通知する）
- (2) 審査結果の通知 8月上旬
- (3) 契約締結 8月中旬（別途通知する）

9 委託契約に係る基本事項

- (1) 選定結果については、参加した全ての者に対して通知する。
- (2) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (3) 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

10 その他

- (1) 企画提案に関して必要となる費用の一切は、提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 担当部局」に提出すること。
- (6) 募集及び契約については、発注者の都合により中止する場合がある。

11 担当部局

山形県観光文化スポーツ部 観光交流拡大課 観光プロモーション担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電 話：023-630-3362

メール：ykanko#pref.yamagata.jp

※「#」の部分を「@」に変えたうえで送信してください。